

市街地循環バス運行業務委託仕様書

1 概要

定住自立圏中心市の市街地の回遊性向上を通じ、高齢者等の外出促進や魅力あるまちづくりを目指すため、市街地循環バスを運行する。

2 業務名

市街地循環バス運行業務委託

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 運行予定期間

令和5年6月1日から令和8年3月31日まで

週に6日の運行とし、運休日を1日設けるほか、元日は運休とする。運休日については、現在実施中の実証運行の結果を踏まえ、3月上旬に開催する館山市地域公共交通会議までに発注者、受注者協議の上決定する。

5 運行方法

乗合バス形式による運行とする。

6 運行コース及びダイヤ

別紙運行計画案により運行すること。ただし、館山市地域公共交通会議等での協議や利用状況等により、契約後変更を行う可能性がある。その場合は都度発注者と受注者とで協議した上で内容変更等を決定するものとし、内容変更等により委託料に変更が生じる場合は、合わせて変更するものとする。

また、毎年1月末に開催されている「館山若潮マラソン大会」その他大規模イベント開催時等、道路の通行止めが発生し迂回・運休する必要が生じる場合は、あらかじめ発注者、受注者で協議の上、臨時運行計画を策定し、必要に応じ、利用者への周知や国への届出等を行うこと。

7 運行車両

(1) 使用する車両について

一部に狭隘区間が含まれることから、車長7メートル以下の1ドアタイプ小型電気バス車両（参考車種：ピーワイディー・ジャパン・新型 J6、EV モーターズ・ジャパン・F8 series-4）とする。

(2) 車両調達について

前述の(1)に記載した仕様を満たす車両1台を、令和5年度中に受注者で調達すること。新車、中古車いずれも可とするが、安定的に稼働させられる車両とすること。

なお、発注者と協力の上審査会を開催し、費用対効果ならびに有識者等の意見を踏まえた形で車両選定を行うこと。

また、運行に必要な機器類（LED 方向表示幕（日本語、英語対応）、車内 LCD 案内装置（日本語、英語対応）、音声合成装置（日本語、英語対応）、運賃箱）についても合わせて設置することとし、詳細な仕様については、予算の範囲内で

発注者、受注者が協議の上最終決定することとする。

(3) 車両調達形態について

車両調達は、リース契約により行うこと。リース期間は36か月とし、見積額は「令和6年1月から令和8年3月」の27か月のリース料を計上すること。リース料は後述の「11」に規定する委託料の支払い時に該当月数分を発注者に請求すること。

(4) 充電設備設置について

電気バスの運行に必要な充電設備の設置工事を合わせて行うこと。仕様については、CHAdeMO規格対応・定格出力30キロワット/時かそれ以上の性能を有する、急速充電可能なタイプとし、かつ、耐塩対策を施すこととする。(参考品番:(株)東光高岳「HFR1-30B9」)設置箇所は運行の効率性を担保する観点から、原則、受注者の車庫敷地内等とし、これにより難しい場合は発注者及び受注者で協議の上決定することとする。

また、車両調達と同様、リース契約により設置を行うものとし、リース期間及びリース料見積額計上方法、費用の支払いについては「7の(3)」と同様に行うこととする。

(5) 維持管理について

法令に基づく車両の検査及び日常的な点検・修繕、清掃等、維持管理一切については受注者が行うものとする。また、電気バス充電に係る電気料については、受注者が負担することとする。

(6) 使用車両検査・故障時の対応について

検査や故障等で車両を使用できない場合の予備車両は、受注者が手配することとする。

(7) 車両納車までの対応

「7の(2)」により調達した車両の納車、運用開始までの間は、受注者が所有する車両を充当させること。受注者所有車両を使用する期間は、「令和5年6月から令和5年12月」の7か月間として見積額を計上すること。なお、充当する車両が国の定めるバリアフリー基準に適合しない等、乗合バス運行要件を満たさない場合は、受注者において国への申請等、必要な措置を講じること。

(8) その他

方向表示幕を備えた電気バス納入までに使用する車両や予備車両については、側面等に市街地循環バスであることが容易に分かるような表示等を貼付・設置すること。表示等については受注者が作成・手配すること。

8 停留所について

(1) 停留所標識の手配や情報掲示、維持管理について

停留所標識の手配や時刻表等の掲出、維持管理については、受注者が行うものとする。なお、荒天時や冬場の強風に備え、停留所標識の転倒防止策(土台を通常より重い仕様にする等)を講じること。また、停留所や掲出物等のデザインについては、別途発注者が指示する内容とすること。

(2) 既存バス路線停留所との共用について

一部の停留所については、既存バス路線の停留所と同一の箇所があるため、停留所の共用等について当該バス路線運行事業者と協議すること。

9 委託内容

(1) 運転業務について

前述の「 5 」及び「 6 」の内容に従いバスを運行する。

運行に当たっては、安全運行に万全を期すとともに、車内アナウンスをはじめとする利用者への情報提供を分かりやすく正確に行うこと。

高齢者の利用が多く見込まれることから、必要に応じ、運行に支障の無い範囲で乗降を手伝う等の配慮を行うこと。

サービス水準を一定に保つように努め、担当乗務員により対応に差が出ることがないようにすること。

(2) 運行中の乗降人数等チェックについて

運行を担当する乗務員は、停留所ごとの乗降人数をカウントし、様式（任意）に記録の上、定期的に受注者から発注者に報告を行うこと。

(3) 運賃の收受について

運行を担当する乗務員は、乗車時に利用者から運賃を收受すること。

運賃額及び割引制度については、関係機関と協議中であるため、3月上旬に予定している館山市地域公共交通会議までに決定することとする。

支払方法については、現金及びキャッシュレス決済として、1以上のスマートフォン決済サービス（「PayPay」等）の導入を必須とし、その他キャッシュレス決済の任意での導入を認めるものとする。キャッシュレス決済については、運行開始日までに必ず利用申込や利用開始手続き等を済ませるとともに、スマートフォン決済サービス以外のキャッシュレス決済の導入を予定する際は、事前に発注者と協議を行うこと。

利用促進策として、回数券、定期券等の販売を発注者と協議し実施すること。

收受した運賃については、後述の「11」に規定する委託料支払い時に合わせ、該当月数分の全額を受注者から発注者に納入すること。なお、キャッシュレス決済で発生する手数料については、実績に応じ、後述の「11」に規定する委託料とともに支払うこととする。

(4) 時刻表やチラシ、各種乗車券類の取扱について

時刻表やチラシ等、利用者への周知を行うための資料については、発注者が作成し、受注者が印刷することとする。

回数券・定期券等の乗車券を発行する場合、原則として受注者が作成し、発注者が印刷を行うこととする。

(5) 利用者への周知について

受注者は、発注者が主体となって行う利用者への周知に協力すること。

(6) 事故、災害発生時等の対応について

運行に際し、発注者、受注者、関係機関の連絡先等が記載された緊急連絡網を作成し、緊急時等の連絡体制を明確にすること。

交通事故等のトラブル発生時は、受注者（乗務員及び営業所職員等）が迅速かつ的確な対応をとり、状況を随時発注者に報告すること。なお、発注者から受注者に対し、事故報告書等の提出を求める場合がある。

保険への加入等を含め、事故等への備えに万全を期すこと。

台風等の荒天や災害、その他やむを得ない事由が発生し、又は発生の恐れがあるとき、発注者と速やかに運行に関する協議を行い、必要な対応をとること。

前項の理由により運休等が発生する場合は、発注者と受注者の双方において、利用者への情報提供を的確に実施すること。

(7) 運行業務の報告について

受注者は、前述「9」の(2)により、日ごとの乗降人数を発注者に報告すること。

受注者は、後述の「11」に規定する委託料支払い時に、日ごとの運賃収入額や委託料支払い期間の利用状況等をまとめた報告書を提出すること。

その他、各種報告や意見交換については、発注者と定期的実施する打合せ会議の場等で確認することとする。

10 損害賠償について

本業務実施において、乗客及び第三者の生命・身体並びに財産に損害を与えたときは、受注者がその責めを負うこと。ただし、受注者の責によらないものは、この限りではない。

11 委託料の請求・支払いについて

委託料の支払いは、契約金額を運行予定期間（令和5年6月から令和8年3月）の2か月ごとに分割して行うこととする。なお、1円未満の端数がある場合は、初回分に併せて支払うものとする。

受注者は、2か月の運行が終了した翌月に発注者に対し請求書を提出すること。

発注者は、請求書提出日から30日以内に受注者が指定した銀行口座に振り込むこととする。

12 その他

(1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務

受注者は、個人情報の保護について、関係法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(別表：参考) 業務内容別 発注者・受注者役割分担及び費用支払について

事業分類	業務内容	役割分担		費用支払い形態
		発注者	受注者	
業 運 務 行	バス運行			【定額】契約額に基づき、2か月ごとに受注者に支払い
	運賃收受			【実績】收受した運賃全額を2か月ごとに発注者に支払い
	キャッシュレス手数料			【実績】運行経費とともに、2か月ごとに実績額を受注者に支払い
調 車 達 両	車両選定			【受注者が支払うリース料相当分】 運行経費とともに2か月ごとに受注者に支払い 新車納車までの間は、事業者所有車両使用に係る経費を運行経費とともに受注者に支払い
	リース契約			
	リース料支払い			
	新車納車までの対応			
備 充 調 電 達 設	機種選定			【受注者が支払うリース料相当分】 運行経費とともに2か月ごとに受注者に支払い 新車納車までの間は、事業者所有車両使用に係る経費を運行経費とともに受注者に支払い
	リース契約			
	リース料支払い			
その他	運賃外収入收受(広告等)			【実績】広告掲載等の運賃外収入は全額発注者の収入とする